

単体規定 1-6	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準等
木造3階建共同住宅等の避難上有効なバルコニーの取扱い	
関連条項：法第27条、令第110条、H27国交告第255号	

【内容】

- ・ H27国交告第255号に規定する避難上有効なバルコニーの構造は、府Q&A集2-27「2以上の直通階段の設置緩和におけるバルコニーの設置」及び本取扱い集1-11に記載されている構造とする。
- ・ ただし、バルコニーの奥行き寸法、床の構造はこれによらず、以下の構造とすることができる。
 - ① バルコニーの奥行き寸法は75cm以上とすること。
 - ② バルコニー部分の床が耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の防火性能を有する構造であり、かつ、構造耐力上安全なものとする。

【解説】

- ・ 木造3階建共同住宅等は、耐火建築物の有する性能と同等のものを確保するため、原則として、各住戸に避難上有効なバルコニー等を設置し、各住戸のそれぞれに2方向の避難経路を確保することが求められている。
- ・ 避難上有効なバルコニーの構造は、令第121条第1項第3号及び第6号かつこ書中の避難上有効なバルコニーと同等の構造とする。同構造については府Q&A集2-27及び本取扱い集1-11を参照のこと。ただし、バルコニーの奥行き寸法、床の構造については、「木造3階建て共同住宅等の技術的基準」（準耐火建築物の防火設計指針 建設省住宅局建築指導課 日本建築主事会議監修）に規定されている構造とすることができる。

【参考】

- ・ 準耐火建築物の防火設計指針 木造3階建共同住宅等の技術的基準
- ・ 府Q&A集2-27「2以上の直通階段の設置緩和におけるバルコニーの設置」 p28